

第 31 回

定時株主総会 継続会開催ご通知

開催
日時

2025年12月16日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」



株式会社 旅工房

証券コード:6548

証券コード 6548
2025年12月1日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャイン60・8階

株式会社旅工房

代表取締役社長 小 林 祐 樹

第31回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第31回定時株主総会継続会開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://about.tabikobo.com/ir/meeting
株主総会資料掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/6548/teiiji/
東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記URLにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「旅工房」又は「コード」に「6548」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、本継続会は、2025年9月25日開催の第31回定時株主総会の継続会であり、第31回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第31回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一になりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月16日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本開催ご通知とあわせてお送りする「第31回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。
なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告「企業集団の現況に関する事項」のうち「対処すべき課題」、
「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」
 - ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書

第31回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2025年6月5日付「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会設置のお知らせ」、2025年8月8日付「特別調査委員会調査報告書の受領日程に関するお知らせ」、および2025年9月1日付「第31回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、特別調査委員会を設置して調査を行っており、当該調査および会計監査人による監査手続き等に、相応の時間を要する見込みであることから、2025年6月期の決算作業過程において、決算関連手続きに遅れが生じ、2025年9月25日開催の第31回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、その目的事項のうち、報告事項「第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類の内容報告の件」のご報告を行うことができませんでした。

そのため、当社は、本総会において、上記報告事項につきましては、本総会の継続会を開催し、ご報告をさせていただくこと、ならびに本継続会の開催日時及び場所の決定は取締役会にご一任いただくことを株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただきました。

このたび、一連の決算手続き等が完了したことで、本継続会を開催できる運びとなりましたので、ここに本継続会の開催をご案内させていただきます。

2025年10月31日付の「再発防止策の策定に関するお知らせ」にて記載しましたとおり、当社は特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定、実行し、コンプライアンス体制及びガバナンスの強化に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続しております。一方で物価上昇や海外経済の減速、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、先行きに影響を及ぼす不確実要因には引き続き注意が必要な状況です。

旅行業界におきましては、2024年7月から2025年6月における日本人出国者数が前年同期比17.0%増の1,381万人*となりました。新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には未だ至っていないものの、回復のペースは緩やかに推移しており、着実な回復傾向が続いております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、回復傾向にある海外旅行需要を取り込むべく、人員採用活動や広告宣伝活動を再開しました。採算性を重視し、機動的なコストコントロールを行いながら、ヨーロッパや北米、東南アジア方面を中心とした需要取り込みに努めました。法人旅行事業におきましては、業務出張及び団体案件等を中心に営業活動を行い、国内・海外の業務出張の取り扱いが伸長しました。

(※) 2025年7月 日本政府観光局 (JNTO) 「2025年 訪日外客数・出国日本人数」

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりです。

	前期 (千円)	当期 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
売上高	3,342,251	3,722,853	380,602	11.4
営業損益	△352,964	△111,626	241,338	—
経常損益	△393,184	△108,419	284,765	—
当期純損益	△399,456	△764,779	△365,323	—
親会社株主に帰属する当期純損益	△400,866	△767,900	△367,033	—

セグメントの業績については、当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

(2) 当連結会計年度の事業の状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第28期 2022年3月期	第29期 2023年3月期	第30期 2024年6月期	第31期 (当連結会計年度) 2025年6月期
売上高 (千円)	1,117,331	1,262,255	3,342,251	3,722,853
営業損益 (千円)	△1,294,945	△885,871	△352,964	△111,626
経常損益 (千円)	△1,339,066	△910,088	△393,184	△108,419
当期純損益 (千円)	△1,576,488	△1,049,885	△399,456	△764,779
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)	△1,568,993	△1,045,519	△400,866	△767,900
1株当たり当期純損益 (円)	△276.91	△153.91	△26.49	△38.86
総資産 (千円)	3,660,669	1,845,670	3,524,648	3,720,931
純資産 (千円)	△1,743,728	△1,805,770	1,389,686	619,677
1株当たり純資産額 (円)	△299.63	△230.95	68.86	29.77

(注) 第30期 (2024年6月期) につきましては、事業年度の変更に伴い、2023年4月1日から2024年6月30日までの15ヵ月間となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社アドベンチャーで、同社は当社の株式を10,477千株（議決権比率53.02%）所有しております。当社は、親会社から出向者の派遣を受けております。

なお、同社は2023年10月31日に実施いたしました第三者割当増資により当社の親会社に該当することになりました。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	689,569千VND	99%	ベトナムにおける主に現地企業向けのコンサルティング事業
PT. Ramayana Tabikobo Travel	2,500,000千IDR	67%	インドネシアにおける主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等
株式会社ミタイトラベル	90,000千円	65%	Z世代以降の若者の旅行需要の喚起と販売シェアの拡大を目的としたメディア運営等

（注）当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であります。

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社は、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

当社は、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

（個人旅行事業）

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプションツアー、海外旅行保険等の手配を行っております。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

①インターネットでの顧客獲得

当社では、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

②「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社ではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社では、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社グループではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

③24時間対応のオンライン予約システム

当社は、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオンライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となっており、曜日や時間を問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

④方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っております。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っております。現在は、海外の企業や団体等の業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりです。

	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年6月期	2025年6月期
個人旅行事業 (千円)	312,302	340,098	921,112	3,531,720	4,386,628
法人旅行事業 (千円)	414,756	187,184	2,178,466	3,602,686	2,356,728
インバウンド旅行事業 (千円)	156,522	427,626	110,460	2,547	－
合計 (千円)	883,580	954,910	3,210,039	7,136,953	6,743,357

(注) 第27期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(6) 主要な事業所等 (2025年6月30日現在)

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都豊島区	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区

(7) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
108 名	13名増

（注）従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	12名増	33.8歳	5年7ヶ月

- （注）1. 従業員数には、他社から当社への出向者が含まれており、当社から他社への出向者は含まれておりません。
2. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	500,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループを取り巻く事業環境につきまして、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅行需要の大幅な減退により、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅行需要の大幅な減退からは回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や経済的要因等もあり、111,626千円の営業損失、108,419千円の経常損失を計上しました。また、雇用調整助成金の返還に伴い見込まれる損失や、特別調査費用等の発生の影響により、767,900千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

このような状況を踏まえて、当社グループは、海外旅行商品販売への経営資源の集中、人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図っております。また、当社グループが主力とする海外旅行市場におきましても、日本人出国者数が段階的に回復に向かっており、当社グループの業績は回復傾向にあります。従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」は記載しておりません。

(10) 対処すべき課題

今後、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。また、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、これまでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような状況の中、当社は以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

オンライン化が進み事業者の旅行手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社は、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取り組みを強化して、企画力の向上を図っていきます。

(トラベル・コンシェルジュの採用と教育)

お客様に素晴らしい旅行体験を提供するためには、「トラベル・コンシェルジュ」の教育と採用が必要不可欠です。高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社の喫緊の課題であると認識しております。現状は、新型コロナウイルス感染症の影響による業績不振等で社内人材が減少しているため、人材の確保に力を入れております。

また、オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社の特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えております。当社では、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を行う専門のセクションを設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。海外旅行に関する個々の「トラベル・コンシェルジュ」の提案力を高めるため、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。

(システム強化)

旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。

当社での旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社の対象マーケットは拡大し、当社の今後の成長に寄与することが見込まれます。コストコントロールの一環で稼働を停止していた24時間自動で予約を受注するための「オンライン・パッケージ」システムの再稼働や、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワーク・キングサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社では今後のマーケティングの進化を課題と位置付け、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索していきます。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社の認知度はまだまだ低いものと思われます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社の認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社のブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

当社グループは従来、今後の海外市場の開拓に関して、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加を見据えて、訪日外国人のインバウンド旅行対応の強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けておりましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大状況がインバウンド市場の需要動向に大きな影響を及ぼしております。当社グループとしては、中長期的にはインバウンド市場は再び拡大していくと考えておりますが、従来進めていた海外市場の開拓に関しては、市場の動向を鑑みながら慎重に進めてまいります。

(コンプライアンス体制の強化)

当社は、雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会からの指摘、提言を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでいます。また、コンプライアンスの浸透を図るため、コンプライアンスを企業の経営上の重要課題の一つと位置付け引き続き再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,761,496株（自己株式38,304株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,134名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 ア ド ベ ン チ ャ ー	10,477,600	53.02
高 山 泰 仁	1,414,900	7.16
株 式 会 社 S B I 証 券	371,190	1.88
楽 天 証 券 株 式 会 社	300,800	1.52
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	180,900	0.92
坂 井 直 樹	175,000	0.89
松 井 証 券 株 式 会 社	132,800	0.67
杉 山 昌 樹	111,300	0.56
CACEIS BK ES IICS CLIENTS	111,000	0.56
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	89,113	0.45

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（38,304株）を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称		第1回新株予約権			
発行決議の日		2016年2月17日			
新株予約権の数（個）		231			
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数（株）		46,200（注）1			
新株予約権の行使時の払込金額（円）		54（注）1			
新株予約権の行使期間		自 2018年4月1日 至 2026年2月7日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格	54（注）1	資本組入額	27（注）1
新株予約権の行使の条件		（注）2			
役員の 保有状況		新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数（注）1		保有者数
	取締役 （社外取締役を除く）	5個	普通株式	1,000株	1名
	社外取締役	一個	普通株式	一株	一名
	監査役	一個	普通株式	一株	一名

（注）1. 2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、以下（i）から（iii）までの期間ごとに、以下（i）から（iii）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（i）株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下「割当数」という。）の3分の1を上限として行使することができる。

-
- (ii) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
- (iii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前(i)及び(ii)で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2025年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 田 静 絵	コーポレート部門管掌 指名・報酬委員会委員長
取 締 役	朝 居 宏 文	レジャー部門管掌 事業戦略部門管掌 執行役員事業戦略本部本部長兼レジャー本部本部長兼法人営業本部本部長 株式会社ミタイトラベル 取締役
取 締 役	轟 木 有里珠	株式会社アドベンチャー 社員
取 締 役	甲 斐 亮 之	指名・報酬委員会委員 株式会社ギャプライズ 代表取締役
常勤監査役	黒 田 潤	指名・報酬委員会委員 株式会社枳屋 社外監査役
監 査 役	外 山 吉 丸	指名・報酬委員会委員 株式会社ゼン・ランド 監査役 PROGRESO CONSULTING/外山吉丸公認会計士事務所代表
監 査 役	野 村 拓 也	指名・報酬委員会委員 未来創造弁護士法人 弁護士

- (注) 1. 取締役甲斐亮之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役黒田潤氏、外山吉丸氏及び野村拓也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役甲斐亮之氏並びに監査役黒田潤氏、外山吉丸氏及び野村拓也氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
- (1) 甲斐亮之氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 外山吉丸氏及び野村拓也氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- (3) 2024年9月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、雨宮孝介氏及び中尾隆一郎氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (4) 2024年9月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、川合弘毅氏及び志村直子氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。

5. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役朝居宏文氏は執行役員を兼務しております。2025年6月30日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

職 名	氏 名
執行役員経理財務本部長	田村 健二
執行役員総務法務本部長	林 彩奈
執行役員アライアンス統括本部長 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd. 社長	中川 靖之

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	22,500 (2,550)	22,500 (2,550)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	—	—	5 (5)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役 (2名) に対する使用人分給与として8,400千円支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名 (うち社外取締役1名)、監査役3名 (うち社外監査役3名) であります。
3. 上記の監査役の支給人員には、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

報酬の種類	株主総会決議	対象者	限度額	当該株主総会終結時点 の員数
金銭報酬	2015年6月26日開催 第21回定時株主総会	取締役	年額500,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の 使用人分給与は含みません。)	4名
		監査役	年額300,000千円以内	1名
株式報酬	2019年6月28日開催 第25回定時株主総会	取締役	年額50,000千円以内 (うち社外取締役分は年額 10,000千円以内)	8名 (うち社外取締役2名)
		監査役	年額30,000千円以内	3名

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、①基本報酬と②株式報酬により構成するものとします。それぞれの支給割合は、基本報酬を主体とし、株式報酬は中長期的な企業価値向上に資する適正な割合としております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

②株式報酬

当社の取締役の株式報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役が割当を受けた当社株式の譲渡制限の解除を受けるのは、原則として、3年間以上で当社の取締役会が定める期間又は割当を受けた当社株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、割当株式の総数は年50,000株以内といたします。

(7) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬方針及び報酬額等については、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会へ原案を諮問し答申を得るものとし、指名・報酬委員会の答申をもとに取締役会において決定しております。

取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、任意の指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(8) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

役員区分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	甲斐 亮之	株式会社ギャプライズ	代表取締役	当社と株式会社ギャプライズとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	黒田 潤	株式会社枡屋	社外監査役	当社と株式会社枡屋との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	外山 吉丸	株式会社ゼン・ランド PROGRESO CONSULTING/ 外山吉丸公認会計士事務所	監査役 代表	当社と株式会社ゼン・ランド及びPROGRESO CONSULTING/外山吉丸公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	野村 拓也	未来創造弁護士法人	弁護士	当社と未来創造弁護士法人との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

役員区分	氏 名	出席状況	活動状況
取締役	甲斐 亮之	(取締役会) 16回中16回出席	企業経営に関する幅広い知識と見識に基づき議案審議等につき、必要な発言を行いました。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	黒田 潤	(取締役会) 20回中20回出席 (監査役会) 13回中13回出席	内部統制、コンプライアンス、リスク管理にかかわる幅広い見識に基づき、経営の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を行いました。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	外山 吉丸	(取締役会) 16回中16回出席 (監査役会) 10回中10回出席	公認会計士として培われた財務・会計・監査に関する豊富かつ高度な知識・経験に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	野村 拓也	(取締役会) 16回中16回出席 (監査役会) 10回中10回出席	弁護士として培われた高い専門性、特に企業法務分野に関する豊富な知識と経験に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、任意の指名・報酬委員会にも委員として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 1. 社外取締役甲斐亮之氏並びに社外監査役外山吉丸氏及び野村拓也氏につきましては、2024年9月25日就任後の状況を記載しております。

- 2025年8月29日に、当社が過年度において受給した雇用調整助成金に関して、2021年3月期より2023年3月期にかけて不正受給による収益計上が行われていたことが明らかになりました。各社外役員は、当該事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃からガバナンスや内部統制の重要性及び法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事案の発覚後は、再発防止策を指示するなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 2024年9月25日開催の第30回定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったやまと監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	55,700千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画における監査時間や人員配置などの内容、従前の事業年度における監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます）の基本方針を取締役会で決議し、2023年3月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b. コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c. 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d. 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e. 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f. 取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会がその諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b. リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c. 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取り組み状況について、内部監査を実施いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b. 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月 1 回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

⑤当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c. 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。

-
- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
- b. 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事（人事評価・異動等）について、監査役の同意を得るものとします。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
- b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
- b. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
- c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記体制に基づく内部統制システムの整備について、内部監査室による点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社の役職員が通報・相談できる窓口を設置し、社内イントラネットへの掲示により役職員への周知を図っております。また、通報・相談によって、社内に不利益な処遇を受けることがないことを「内部通報制度運用規程」で定めております。内部通報制度（ヘルプライン）の通報受付窓口として社内窓口、弁護士事務所に外部窓口を設け複数の通報チャネルを用意しています。またコンプライアンスについて全社員を対象に社内研修を実施したほかアンケートによる意識調査を実施いたしました。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が、年間計画に基づき当社各部門及び当社関係会社について監査を行い、代表取締役社長への報告を実施しました。年間の内部監査計画と監査結果については、取締役会に報告を行っております。

② 情報保存管理体制

- ・当社は、取締役会等の議事録、稟議書、会計書類その他、取締役の職務執行に係る情報・文書について、法令及び社内規程に則り、適切に保存・管理を行っております。

③ リスクマネジメントに関する取り組み

- ・当社のリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」について、社内イントラネットへの掲示等により役職員への周知を図っております。
- ・当社のリスク抽出及びその対応策についてリスク管理委員会で審議の上、重点的に取

り組むべき課題及び対応策について検討いたしました。またその対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。

④ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

- ・当事業年度は当社取締役会を20回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、コーポレート・ガバナンス体制及び当社グループの業績に大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
- ・当事業年度は当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び重要な使用人が参加する役員会を12回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議して機動的な決定を実施しました。

⑤ 関係会社管理

- ・「海外関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要事項について、当社子会社により報告を受けております。
- ・取締役会において当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。
- ・国内外の子会社の代表者及び当社の取締役や執行役員等が定期的に、経営状況や課題等予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図るとともに、コンプライアンスを遵守したものであるか双方でモニタリングをしています。

⑥ 監査役監査体制

- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
- ・監査役は、当社の内部監査室及び監査法人と定期的に情報共有会を開催するほか、当社取締役から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

当社は、当社が過年度において受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、その結果、当社において、休業中の稼働指示や稼働実態を把握していたにもかかわらず、受給申請書に虚偽の記載を行い、雇用調整助成金の不正受給を行っていたこと、2021年3月期より2023年3月期にかけてこれらの雇用調整助成金の不正受給による収益計上が行われていたこと（以下、「本件雇調金事案」といいます。）が判明いたしました。また、当社は当該調査結果を受け、過年度に受領した雇

用調整助成金に関する助成金収入等に関連する不適切な会計処理の訂正が必要であると判断し、2021年3月期から2024年6月期までの有価証券報告書、2023年3月期第2四半期から2024年6月期第3四半期までの四半期報告書及び2025年6月期半期報告書について訂正報告書を2025年10月31日に提出しております。

当社は、本件雇調金事案に関する原因及び内部統制上の不備として以下を識別しております。

① 当社における全社的な内部統制の不備（統制環境）

本件雇調金事案における雇用調整助成金の不正受給では、当社の代表取締役社長（当時）が発案の上、不正受給を容認していたことが確認されており、当社の経営者におけるコンプライアンスやガバナンス、信頼性ある財務報告を軽視する姿勢がこれら事案の発生と早期発見・是正をここまで遅らせた最大の原因であったと考えております。

また、当社のコーポレート部門では雇用調整助成金の不正受給の可能性を認識したものの、当社の代表取締役社長（当時）に対応をゆだねるにとどまり、対応が不十分であったことについて、当社のコーポレート本部においても、コンプライアンスや信頼性ある財務報告への意識が十分ではありませんでした。（統制環境：コンプライアンス意識や財務報告への姿勢の問題）

次に、経営者に対するガバナンスの観点では、執行部門に対する牽制機能を果たすことが期待される取締役会において、一部の取締役・監査役から雇用調整助成金の返還要否等について指摘がなされており、一定の牽制機能を発揮してはいたものの、当社の代表取締役社長（当時）におけるガバナンス軽視等から、結果的に不正受給の問題が放置される事態を阻止するまでには至っておらず、代表取締役の業務執行を監督・監視するという取締役会のガバナンス機能が十分には果たせておりませんでした。（統制環境：取締役会による代表取締役の監督・監視）

さらに、いわゆる第2線として指導機能・牽制機能を果たすことが期待される当社のコーポレート部門の体制（法務・コンプライアンスセクション）が十分ではなく、本件雇調金事案では、休業中の業務禁止や、仮に休業中に緊急対応で稼働した場合の修正の指示など勤怠記録の正確性を確保するための社内周知を徹底できておらず、全社的な制度理解の不足を招き、営業部門に対する指導機能が十分に果たせておりませんでした。（統制環境：第2線による牽制機能の不備）

② 当社における全社的な内部統制の不備（リスクの評価と対応）

当社においては、リスク・コンプライアンス委員会を設置しておりましたが、財務報告に直接的に影響のある不正リスク、特にマネジメントが関与する不正リスクは明確に識別しておりませんでした。また、本件雇調金事案のような当社の代表取締役社長（当時）が関与・容認した不適切な処理については、リスク・コンプライアンス委員会では報告・議論がなされておらず、機能不全の状況にありました。（リスクの評価と対応：リスク・コンプライアンス委員会の機能不全）

③ 当社における全社的な内部統制の不備（情報と伝達）

本件雇調金事案では、休業日における業務指示等についての内部通報があり、その後の対応において雇用調整助成金等の不正受給の可能性についても指摘が上がっていたにもかかわらず、適時・適切な対応がとられておらず、組織的な違法行為を速やかに認識して是正する、という観点での内部通報制度が適切に機能しておりませんでした。（情報と伝達：問題事象への対応不備）

また、特に当社の代表取締役社長（当時）が関与・容認した不適切な処理に関しては、取締役会やリスク・コンプライアンス委員会に十分な情報が上げられておらず、この点が取締役会やリスク・コンプライアンス委員会によるガバナンスが機能しなかった一因であったと認識しております。（情報と伝達：取締役会やリスク・コンプライアンス委員会への情報提供不足）

これらの事実は、当該期間において当社の全社的な内部統制が機能していなかったことによるものと認識しております。

以上のことから当社は内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。当社は、内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、2025年8月29日に受領した「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金の受給に関する特別調査委員会の調査報告書」の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策に取り組んでおります。引き続き再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	3,444,176
現金及び預金	2,603,535
売掛金	257,336
割賦売掛金	55
旅行前払金	490,019
未収入金	8,380
その他	85,394
貸倒引当金	△545
固定資産	276,754
有形固定資産	189
無形固定資産	0
投資その他の資産	276,564
長期貸付金	4,876
差入保証金	197,412
長期未収入金	299,037
その他	80,927
貸倒引当金	△305,688
資産合計	3,720,931

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	2,565,875
買掛金	139,005
未払金	228,888
未払費用	112,035
未払法人税等	5,840
旅行前受金	904,566
預り金	825,660
賞与引当金	443
特別調査費用等引当金	343,509
その他	5,925
固定負債	535,378
長期借入金	500,000
資産除去債務	12,468
その他	22,909
負債合計	3,101,254
(純資産の部)	
株主資本	583,623
資本金	100,000
資本剰余金	2,011,108
利益剰余金	△1,527,356
自己株式	△128
その他の包括利益累計額	4,762
為替換算調整勘定	4,762
非支配株主持分	31,290
純資産合計	619,677
負債純資産合計	3,720,931

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,722,853
売上原価		2,813,662
売上総利益		909,191
販売費及び一般管理費		1,020,817
営業損失		△111,626
営業外収益		
受取利息	2,052	
為替差益	3,312	
受取手数料	5,722	
その他	118	11,205
営業外費用		
支払利息	4,499	
支払保証料	1,501	
その他	1,997	7,998
経常損失		△108,419
特別損失		
固定資産除却損	0	
助成金返還損	263,595	
特別調査費用等	385,890	649,486
税金等調整前当期純損失		△757,905
法人税、住民税及び事業税	6,873	6,873
当期純損失		△764,779
非支配株主に帰属する当期純利益		3,120
親会社株主に帰属する当期純損失		△767,900

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,358,367	3,268,367	△4,475,330	△128	2,151,275
誤謬の訂正による累積的影響額			△799,762		△799,762
遡及処理後当期首残高	3,358,367	3,268,367	△5,275,092	△128	1,351,513
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）		10		0	10
資本金の減少	△3,258,367	3,258,367			－
親会社株主に帰属する当期純損失			△767,900		△767,900
資本剰余金から利益剰余金への振替		△4,515,635	4,515,635		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	△3,258,367	△1,257,258	3,747,735	0	△767,889
当期末残高	100,000	2,011,108	△1,527,356	△128	583,623
	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計	
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,907	9,907	28,933	2,190,117	
誤謬の訂正による累積的影響額	△669	△669		△800,431	
遡及処理後当期首残高	9,238	9,238	28,933	1,389,686	
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				10	
資本金の減少				－	
親会社株主に帰属する当期純損失				△767,900	
資本剰余金から利益剰余金への振替				－	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,475	△4,475	2,356	△2,119	
当期変動額合計	△4,475	△4,475	2,356	△770,008	
当期末残高	4,762	4,762	31,290	619,677	

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Tabikobo Vietnam Co. Ltd.

PT. Ramayana Tabikobo Travel

株式会社ミタイトラベル

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、株式会社ミタイトラベルの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を採用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 6年～15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③特別調査費用等引当金

当連結会計年度に判明した、過年度における雇用調整助成金等の不正受給の疑義についての特別調査委員会の調査費用及び過年度決算訂正に伴う監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する
主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円貨に換算しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益に独立掲記しておりました「受取配当金」及び「受取補償金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	—
繰延税金負債	0

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社グループは、2025年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 誤謬の訂正に関する注記

2025年3月11日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機に、当社では自主的に社内調査を開始いたしました。

当社は、当社が過年度において受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、その結果、当社において、休業中の稼働指示や稼働実態を把握していたにもかかわらず、受給申請書に虚偽の記載を行い、雇用調整助成金の不正受給を行っていたこと、また、2021年3月期より2023年3月期にかけて雇用調整助成金の不正受給による収益計上が行なわれていたことが判明いたしました。さらに、調査の過程において、2021年3月期及び2022年3月期の支出のなかに、本来、費用処理すべきものがソフトウェアとして資産計上されていたこと、当社の元従業員が2017年3月期から2020年3月期において、旅行手配ミスによる損失先送りのため、金券類の不正取得・換金や入金偽装を伴う売上及び売上原価の架空又は過大計上等の不適切な取引を行っていたことが判明いたしました。

当社は当該調査結果を受け、過年度に受給した雇用調整助成金に関する助成金収入、ソフトウェア過大計上及び損失先送りのための不適切な取引の会計処理の訂正が必要であると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに中間連結財務諸表を訂正することといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項、当該事項と同様の誤謬がないかを遡って点検の上検出された事項、及び監査の過程において追加的に検出された会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は799,762千円、為替換算調整勘定は669千円それぞれ減少しております。

Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,020千円
2. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高
顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高は、「X. 収益認識に関する注記 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
3. 預り金
当社が受給した雇用調整助成金等のうち、返還予定額等を計上したものであります。
4. 偶発債務
当社は、雇用調整助成金の不適切な受給等が発覚したため、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。
今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。その結果により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は明らかではありません。

Ⅶ. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「X. 収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	19,799,800株	一株	一株	19,799,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の 目的となる株式の種類及び数

普通株式

46,000株

Ⅸ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っております。また、金融機関からの借入、新株予約権の発行により資金調達を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利によるものが含まれており、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	197,412	179,133	△18,279
資産計	197,412	179,133	△18,279
長期借入金	500,000	462,710	△37,289
負債計	500,000	462,710	△37,289

(注)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「預り金」「旅行前受金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価进行分类しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	179,133	－	179,133
資産計	－	179,133	－	179,133
長期借入金	－	462,710	－	462,710
負債計	－	462,710	－	462,710

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、当該差入見込期間に見合った国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	3,523,300
法人旅行事業	171,106
インバウンド旅行事業	14,893
その他	13,553
顧客との契約から生じる収益	3,722,853
その他の収益	－
外部顧客への売上高	3,722,853

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	205,126	257,391
売掛金	204,986	257,336
割賦売掛金	140	55
契約資産	—	—
契約負債	582,961	904,566
旅行前受金	582,961	904,566

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、582,961千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が321,604千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

XI. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 29円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △38円86銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年10月15日、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金（違約金及び延滞金を含む）の返還納付を行いました。なお、納付の結果、預り金等で計上していた返還予定額との差額（288,793千円）が生じたため、当該差額の全額を2026年6月期第2四半期において、特別利益に計上する予定です。

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,230,931	流動負債	2,501,552
現金及び預金	2,466,724	買掛金	135,634
売掛金	233,086	未払金	229,376
割賦売掛金	55	未払費用	111,355
旅行前払金	438,833	未払法人税等	3,780
前払費用	21,731	旅行前受金	848,915
未収入金	8,337	預り金	827,680
その他	62,184	特別調査費用等引当金	343,509
貸倒引当金	△24	その他	1,301
固定資産	308,614	固定負債	535,219
有形固定資産	0	長期借入金	500,000
無形固定資産	0	資産除去債務	12,468
投資その他の資産	308,614	その他	22,751
関係会社株式	33,730	負債合計	3,036,772
長期貸付金	4,876	(純資産の部)	
差入保証金	195,731	株主資本	502,772
長期未収入金	299,037	資本金	100,000
その他	80,927	資本剰余金	2,011,108
貸倒引当金	△305,688	資本準備金	2,011,098
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△1,608,208
		その他利益剰余金	△1,608,208
		繰越利益剰余金	△1,608,208
		自己株式	△128
資産合計	3,539,545	純資産合計	502,772
		負債純資産合計	3,539,545

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		3,667,917
売上原価		2,839,875
売上総利益		828,041
販売費及び一般管理費		953,458
営業損失		△125,416
営業外収益		
受取利息	1,276	
為替差益	2,626	
受取手数料	5,722	
その他	49	9,674
営業外費用		
支払利息	4,499	
支払保証料	1,501	
その他	1,220	7,221
経常損失		△122,963
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	4,153	4,153
特別損失		
子会社株式評価損	24,769	
固定資産除却損	0	
助成金返還損	263,595	
特別調査費用等	385,890	674,255
税引前当期純損失		△793,065
法人税、住民税及び事業税	3,975	3,975
当期純損失		△797,041

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,358,367	3,268,367	－	3,268,367	△4,515,635	△4,515,635
誤謬の訂正による累積的影響額					△811,166	△811,166
遡及処理後当期首残高	3,358,367	3,268,367	－	3,268,367	△5,326,802	△5,326,802
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）			10	10		－
資本金の減少	△3,258,367		3,258,367	3,258,367		－
当期純損失					△797,041	△797,041
資本剰余金から 利益剰余金への振替		△1,257,268	△3,258,367	△4,515,635	4,515,635	4,515,635
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	△3,258,367	△1,257,268	10	△1,257,258	3,718,594	3,718,594
当期末残高	100,000	2,011,098	10	2,011,108	△1,608,208	△1,608,208

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△128	2,110,969	2,110,969
誤謬の訂正による累積的影響額		△811,166	△811,166
遡及処理後当期首残高	△128	1,299,803	1,299,803
当期変動額			
新株の発行 （新株予約権の行使）	0	10	10
資本金の減少		－	－
当期純損失		△797,041	△797,041
資本剰余金から 利益剰余金への振替		－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	－
当期変動額合計	0	△797,030	△797,030
当期末残高	△128	502,772	502,772

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物附属設備 6年～15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 特別調査費用等引当金

当連結会計年度に判明した、過年度における雇用調整助成金等の不正受給の疑義についての特別調査委員会の調査費用及び過年度決算訂正に伴う監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する
主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

繰延税金資産の回収可能性

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、営業外収益に独立掲記しておりました「受取配当金」及び「受取補償金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	—
繰延税金負債	0

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社は、2025年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 誤謬の訂正に関する注記

2025年3月11日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機に、当社では自主的に社内調査を開始いたしました。

当社は、当社が過年度において受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、その結果、当社において、休業中の稼働指示や稼働実態を把握していたにもかかわらず、受給申請書に虚偽の記載を行い、雇用調整助成金の不正受給を行っていたこと、また、2021年3月期より2023年3月期にかけて雇用調整助成金の不正受給による収益計上が行なわれていたことが判明いたしました。さらに、調査の過程において、2021年3月期及び2022年3月期の支出のなかに、本来、費用処理すべきものがソフトウェアとして資産計上されていたこと、当社の元従業員が2017年3月期から2020年3月期において、旅行手配ミスによる損失先送りのため、金券類の不正取得・換金や入金偽装を伴う売上及び売上原価の架空又は過大計上等の不適切な取引を行っていたことが判明いたしました。

当社は当該調査結果を受け、過年度に受給した雇用調整助成金に関する助成金収入、ソフトウェア過大計上及び損失先送りのための不適切な取引の会計処理の訂正が必要であると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに中間連結財務諸表を訂正することといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていない事項、当該事項と同様の誤謬がないかを遡って点検の上検出された事項、及び監査の過程において追加的に検出された会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は811,166千円減少しております。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,196千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 291千円

長期金銭債権 10,000千円

短期金銭債務 6,281千円

3. 偶発債務

当社は、雇用調整助成金の不適切な受給等が発覚したため、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。その結果により当社の業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社の財政状態及び経営成績に与える影響は明らかではありません。

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高 108,097千円

営業取引以外の取引高 ー千円

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の株式数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	38,504株	ー株	200株	38,304株

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	1,511,771千円
減損損失	26,171千円
資産除去債務	3,924千円
長期未払金	940千円
未収入金	4,216千円
特別調査費用等引当金否認額	108,274千円
その他	461,628千円
繰延税金資産小計	2,116,926千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,511,771千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△605,154千円
評価性引当額小計	△2,116,926千円
繰延税金資産合計	－千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する有形固定資産	△0千円
繰延税金負債合計	△0千円
繰延税金負債純額	△0千円

X. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

XI. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XII. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 25円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △40円33銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「XII. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社施工房
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 丸田 力也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社施工房の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社施工房及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、過年度の誤謬の訂正を行い、期首の純資産を修正している。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月15日に、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金（違約金及び延滞金を含む）の返還納付を行っている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社旅工房
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 力 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社旅工房の2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、過年度の誤謬の訂正を行い、期首の純資産を修正している。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年10月15日に、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金（違約金及び延滞金を含む）の返還納付を行っている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 当事業年度中に東京労働局による雇用調整助成金受給に関する調査を受け社内調査を実施した結果、不正受給の疑いが濃厚となり、経営より独立した外部有識者による特別調査委員会を設置しました。これに際し、社外監査役である野村監査役が特別調査委員会の委員に就任し、雇用調整助成金受給に関与した役員及び従業員へのヒアリング等の特別調査委員会の調査に参加し、特別調査委員会の調査の公正性について確認しました。並行して取締役会は雇用調整助成金の不正受給による不適切な会計処理ならびに調査の過程で判明したその他の不正に伴う不適切な会計処理を是正するため2020年3月期に遡り、過年度の計算書類等の遡り訂正をいたしました。かかる決算修正に関し、当時会計監査人を務めた監査法人による訂正監査を受けました。それぞれの事業年度に対応する会計監査人とは監査役全員が現任会計監査人と同様のコミュニケーションを図り、訂正監査結果についても説明を求めました。該当する事業年度の修正結果が正しく翌事業年度に反映されるよう、当社が許容した各会計監査人間の情報共有が有効に機能しているかを監視しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度並びに2020年3月期、2021年3月期、2022年3月期、2023年3月期および2024年6月期に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当該期については現任取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。雇用調整助成金等の不正請求が発覚した過年度の取締役の職務執行に関しては、善管注意義務ならびに忠実義務の観点で任務懈怠があったと認識しています。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。雇用調整助成金の不正請求事案に関し、過年度の内部統制システムが有効に機能していなかった事実を認め、今後のコンプライアンスの徹底などの取り組みを強化する方針であるなどを含めた当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、出向者の派遣による人材支援を受けているのみで、出向契約にあっても当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、過年度の訂正監査を行ったEY新日本有限責任監査法人ならびにやまと監査法人の訂正監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、過年度の訂正監査を行ったEY新日本有限責任監査法人ならびにやまと監査法人の訂正監査の方法及び結果は相当であると認めます。

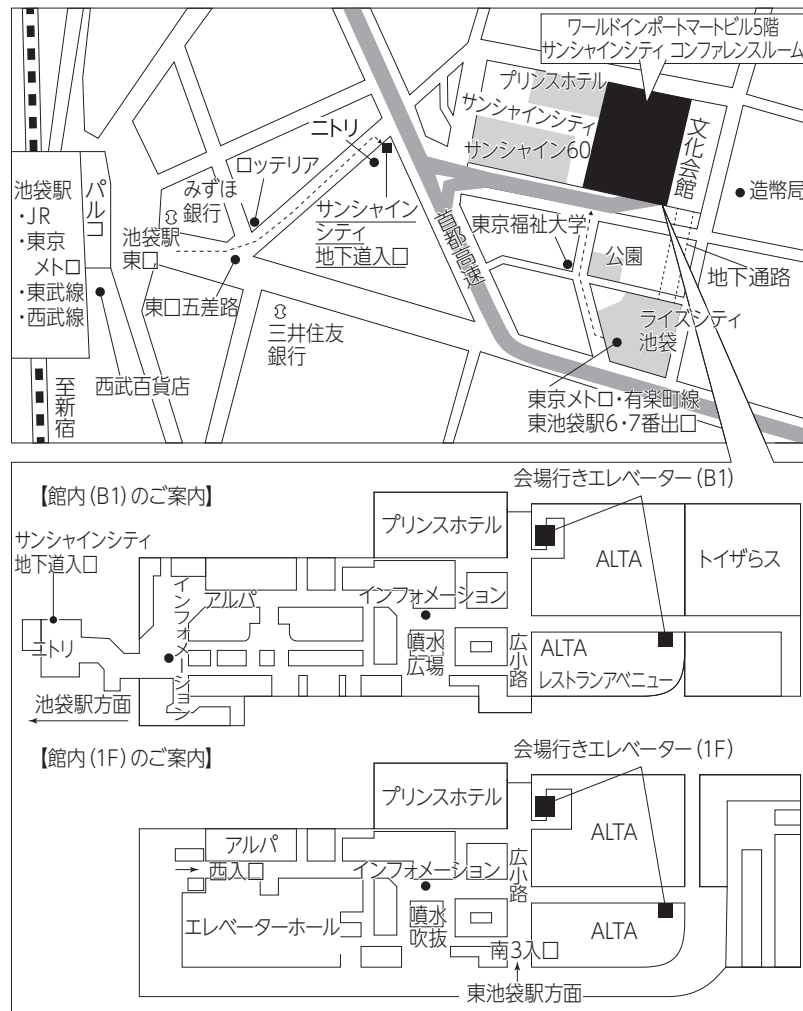
2025年11月12日

株式会社 旅工房 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	黒	田	潤
監査役（社外監査役）	外	山	吉丸
監査役（社外監査役）	野	村	拓也

以 上

第31回定時株主総会継続会会場ご案内図



会 場

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」

交 通

J R 線 池袋駅東口より徒歩10分
東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分
都 電 東池袋四丁目より徒歩7分
車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。
※ 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。